

子メーターの取替えは エネゲートにおまかせ下さい!

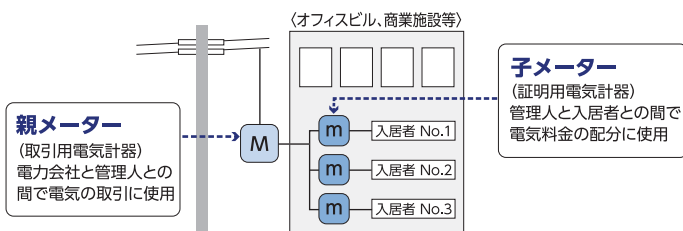
ご存知ですか?

子メーターは計量法によって有効期限が定められており、期限が過ぎたまま使用されますと、データの信頼性がなくなるだけでなく、**計量法違反**となります。

日本電気計器検定所の検定か基準適合検査を受けた子メーターに交換する必要があります。

子メーター(証明用電気計器)とは?

オフィスビル、商業施設等で、その所有者が電力会社に一括で支払った電気料金を、各室へ分配するために用いる電気計器のことです。



★有効期限の切れる前に取替えましょう!



〈エネゲートの強み〉

各種施設に 対応可能

小規模ビルから大規模ビル、商業施設など全国様々な施設での工事・販売実績あり

蓄積された 知識と技術力

電気計器の製造から取替工事まで幅広く手掛け、専門知識と確かな技術力

子メーター 専門グループ

子メーターに特化したグループがあり、様々なご提案が可能

子メーター交換 200台/日の実績

- ・豊富な人員により、停電時間に合わせた人員確保
 - ・大規模な現場にも対応可能
- ※設置状況による

全メーカーに 対応

大崎電気工業をはじめとした各社製電気計器に幅広く対応可能

スピーディーな 見積作成

管理台帳を基に、今年度分だけでなく、次年度以降の概算見積もスピーディーに作成

検針困難箇所の 解消

- ・目視検針から遠隔検針化のご提案
- ・検針業務の円滑化

特別検定による 停電時間の短縮

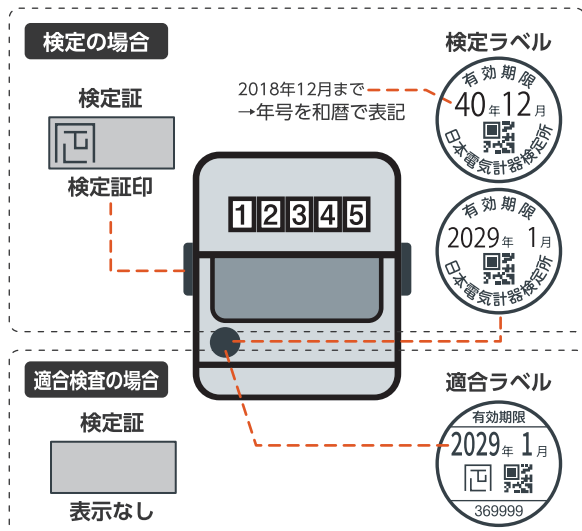
特別検定を積極採用する事で、工事時間の短縮とコスト削減

高い技術と豊富な実績で確実な施工を実現

有効期限の確認方法

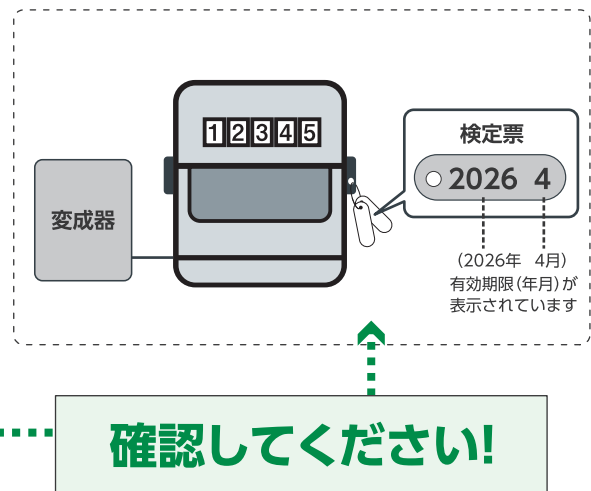
メーター単独で使用する場合

有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。



メーターを変成器とともに使用する場合

変成器付計器 (計器用変圧器・変流器とともに使用する電気計器) は、下図の検定票で表示されています。



検定の種類と検定有効期間

一般的な検定	主として 単独計器 については検定期間は10年。10年ごとにメーターを取替		
特殊な検定	提出検定(初回検定)・・・変成器付計器とそれに組み合わせる変成器(CT・VT)のセットで検定。 特 別 検 定・・・提出検定を受けてから14年以内は、メーターのみで検定を受けることが可能。 →変成器(CT・VT)設置から「14年以内」であればメーターのみの取替で対応可能。		
名 称		定 格 電 力	検定有効期間
電 気 計 器	単独計器	30A・60A・120A・250A	10年
	変成器付計器	5A	電子式 7年 機械式 5年 ※

※変成器付で、定格電圧が300V以下で定格一次電流が120A未満の変流器とともに使用されるものは7年になります。(120A以上は5年)

電気計器に関する計量法の条項

計量法第16条(使用の制限)

次の事項に該当する特定計量器※は使用してはならないと定められています。

※「特定計量器」とは計量法第2条(計量)における取引もしくは証明における計量に使用される計器

- (1) 検定証印または、基準適合証印が付されていないもの。
- (2) 検定証印または、基準適合証印の有効期間を経過したもの。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ番号が付されていないもの。

計量法第148条(立入検査)

経済産業省または、都道府県もしくは特定市町村の検査員の立入検査があります。

計量法第172条(罰則)

違反して使用した場合「6カ月以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはこれを併科」されます。

<お問合せ>

株式会社エネゲート
営業開発部

〒531-0077 大阪市北区大淀北1-6-110
TEL/06-6458-7936 FAX/06-6458-9347

